

キャンペーン定期預金規定

(2023 しみず冬CAN!)

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきましたご預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）及び「しみず預金規定集」の総合口座取引規定に基づきお取扱いさせていただきます。



清水銀行

令和5年12月8日改定
(9-0-08-28)

キャンペーン定期預金規定

1. (預入対象者)

キャンペーン定期預金の新規受入期間中に新規に10万円以上お預け入れの個人の方。

2. (預け入れ)

- (1) キャンペーン定期預金の新規受入期間毎に定める金額の範囲および預入期間での預け入れとします。
- (2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）とし、定期預金通帳、総合口座通帳への預け入れとします。
- (3) この預金は、当行本支店の窓口およびATMでの預け入れとします。

3. (約定利率)

この預金の利率は、預入日の自由金利型定期預金（M型）の預入期間に応じた店頭表示利率に、当行所定の利率を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。

4. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）の預入期間に応じた店頭表示利率とします。

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上